



中部運輸局自動車交通部

令和7年6月5日 14:00発表

連絡先：

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

宮川、磯野 TEL 052-952-8082

中部運輸局 岐阜運輸支局 輸送・監査担当

大石、山田 TEL 058-279-3714

貸切バス事業者を事業停止処分

中部運輸局は、下記事業者に対して事業停止処分等の処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所並びに営業所名

事業者名：有限会社 フロンティア（代表取締役 馬 躍）

住 所：岐阜県羽島市竹鼻町丸の内四丁目123番地

営 業 所：本社営業所（住所に同じ）

2. 行政処分等の概要

処 分 日：令和7年6月5日

処分内容：事業停止処分（30日間）

3. 監査端緒

法令違反が疑われる継続的な監視が必要な事業者であるため。

4. 主な違反内容及び違反条項

（1）発地及び着地のいずれもが営業区域外に存する旅客の運送を行っていた。
（道路運送法第20条）

（2）点呼を実施していなかった。
（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項）

（3）業務の記録の記録事項が不適切であった。
（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第25条第2項）

- (4) 運行記録計による記録をしていなかった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項)
- (5) 運行指示書の記載事項が不適切であった。
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第1項)

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

- ・ 当該行政処分により付された違反点数 30点
- ・ 当該事業者の累積違反点数 76点